

お客様各位

(一財)さいたま住宅検査センター

センターが交付する各業務の書面の電子交付について

標記の件につきまして、以下のとおり開始しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 押印廃止及び電子交付を併せて実施する業務

(1) 確認検査業務

- ① 開始時期：令和 7 年 9 月 1 日（月）交付分から
- ② 変更内容：
 - ア）引受書及び確認済証等への理事長印の押印廃止（紙申請、電子申請共通）
 - イ）確認済証等の偽造防止用紙の使用を終了し、厚紙に変更（紙申請、電子申請共通）
 - ウ）PDF データによる電子交付の開始（NICE WEB 申請システムのチャット欄に添付）

(2) 構造計算適合性判定業務 ※構造計算適合性判定業務のみ先行開始

- ① 開始時期：令和 7 年 7 月 22 日（火）交付分から
- ② 変更内容：
 - ア）受付書及び適合判定通知書等への理事長印の押印廃止（紙申請、電子申請共通）
 - イ）NICE WEB 申請システムによる電子申請の開始
 - ウ）適合判定通知書の偽造防止用紙の使用を終了し、厚紙に変更（紙申請、電子申請共通）
 - エ）PDF データによる電子交付の開始（NICE WEB 申請システムのチャット欄に添付）

以下（1）（2）共通

（構造計算適合性判定業務の場合については、引受書を受付書に、確認済証等を適合判定通知書等に読み替えてください）

※1 電子申請の場合は、引受書、確認済証等共に電子交付を必須とし、紙面による確認済証等の発行をご希望の場合には、確認済証等 1 通につき 2,000 円（非課税）を頂戴します。

※2 WEB 申請の場合（NICE にて事前相談から補正までを行い、申請者により紙面に印刷した申請図書の正副本にて本申請する場合）は、原則、引受書は PDF データによる交付とし、確認済証等は紙面による交付（料金は発生しない）とします。

WEB 申請の場合において、PDF データによる確認済証等の交付をご希望の場合には、電子交付とさせていただきます。ただし、このような場合において、併せて紙面による発行をご希望の場合には、確認済証等 1 通につき 2,000 円（非課税）を頂戴します。

※3 紙申請の場合（初めからお客様が紙面に印刷した申請図書の正副本にて申請する場合は、すべて紙面による交付（料金は発生しない）とします。

※4 電子交付によるデータの公開期間は、公開後 30 日間とさせていただきますので、この期間内に NICE のチャット欄から PDF データのダウンロードをお願いいたします。

※5 名義変更及び工事取止め届出の際、確認済証の原本に押印しているスタンプにつきましては、令和 7 年 9 月 1 日以降交付分から押印しないこととさせていただきます。

2. 押印廃止のみを実施する業務

- (1) 住宅性能評価業務及び長期使用構造等確認業務
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- (3) BELS 評価業務
- (4) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- (5) 建築物省エネ法第 30 条に基づく認定（性能向上計画認定）に係る技術的審査業務

以下（1）から（5）共通

① 開始時期：令和 7 年 9 月 1 日（月）交付分から

② 変更内容：

ア）引受承諾書及び評価書等への理事長印の押印廃止（紙申請、電子申請共通）

イ）評価書等の偽造防止用紙の使用を終了し、厚紙に変更（紙申請、電子申請共通）

※ PDF データによる電子交付（引受承諾書、評価書等共通）は、確認検査業務と同様のシステムに修正完了後に実施する予定です（現在、搭載時期は未定）。

3. 従前の運用のままの業務

- (1) フラット 35 等適合証明業務
- (2) 東京ゼロエミ住宅認証審査業務
- (3) 住宅性能証明書の発行業務

以下（1）から（3）共通

※1 引受け時に交付する引受書等についてのみ、令和 7 年 9 月 1 日（月）交付分から理事長印の押印を廃止します。

※2 各制度において運用等の変更があった場合は、その変更内容に合わせて随時運用を変更させていただきます。

※3 証明書等の理事長印の押印及び偽造防止用紙の使用については、今までと同様とします。

以上

お問い合わせ先

企画管理部 企画管理課

担当：中村、森脇

電話番号：048-711-5128